



**新型コロナウイルス感染症対策**  
**ジャパンパデルツアー再開に向けたガイドライン**

**第2版：2021年4月19日**

**初版:2020年8月22日**

**日本パデル協会**

---

---

はじめに

日本パデル協会（以下、「JPA」という。）は2021年度も新型コロナウイルス感染症対策に継続して2021年5月よりジャパンパデルツアー（以下、「JPT」という。）の開催を致します。

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」日本スポーツ協会・日本障害者スポーツ協会 2021年2月15日改訂版（[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jsppo/guideline4\\_210215.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jsppo/guideline4_210215.pdf)）

JPAにおける新型コロナウイルス感染症予防対策については、2020年3月11日に全日本選手権出場選手向けにリリースした「新型コロナウイルス対応（COVID-19）対応についてのお知らせ」に始まり、5月29日リリースの「2020年度ダンロップ ジャパン パデルツアー 新型コロナウイルス感染症防止拡大のガイドライン」を追加でリリース、コロナ禍におけるJPT大会の開催実施に向けたガイドラインを策定して参りました。

また、政府発表の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2020年5月4日）の「移行期間における都道府県の対応について」（2020年5月25日）に基づき日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に沿ってJPA独自のガイドラインを策定し、できる最善の方法を取り組んで参ります。

スポーツイベント再開ガイドラインの基本的な考え方として、「当該スポーツイベントは開催される都道府県の方針に従うこと」が大前提となります。そして、スポーツイベント開催・実施時の感染防止対策について、「募集時の対応」「当日受付時の留意事項」「参加者への対応」「主催者が準備すべき事項」「参加者が運動を行う際の留意点」を定めています。

日本パデル界の選手及び施設拠点の現状を鑑み、またパデルはテニスと同様に社会的距離が確保しやすいスポーツから、この「JPA 公式大会再開ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）にまとめます。都道府県の方針に従い、スポーツイベント再開ガイドラインを遵守し、最新の情報収集を怠らず、早急な判断ができるよう努めて参ります。

※今後、状況に応じて、本ガイドラインについても見直すことがあり得ることにご留意ください。

※本ガイドラインの作成にあたっては、各種スポーツ団体が発行するガイドラインを参考にさせて頂きました。

---

★ガイドライン策定の基本・運用方針★

- 1) 安全優先 2) with コロナ before コロナへの適応 3) 不当な扱いや差別などの禁止
- 4) 国・都道府県の方針を第一優先とし、参考すべき留意点等をまとめたもの
- 5) 都道府県の状況を鑑みて施設側で活動レベル、開催可否を判断し、JPA が承認する

I. 再開に向けた活動レベルと判断基準指標

日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」が適用される期間中の JPA 公式大会は、次の 3 区分とレベルに則して開催指標とします。

1. 活動レベルの設定

政府の専門家会議が 2020 年 5 月 14 日に発表した、感染状況に基づく都道府県の 3 区分をベースに、JPA 公式大会再開の基準とする活動レベルを設定します。

○感染状況に基づく都道府県の 3 区分

	緊急事態宣言の対象地域	解 除 地 域	
名 称	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
判断基準	累積数、経路不明の割合増加の勢いなどに加え、直近 1 週間の感染者数	新規感染者数などが、「特定警戒」の半分程度	感染者数が「拡大注意」の水準に達しない
対応の基本	接触の 8 割減	新しい生活様式を徹底必要に応じて自粛要請	新しい生活様式を徹底
外 出	法に基づき外出自粛要請	不要不急の他県への移動は避ける	他区分の県への不要不急の移動は避ける
イベント	クラスター発生の恐れがあるものや、3 密の集まりは法に基づき自粛要請	クラスター、3 密となるものは自粛要請、その他は予防方針を踏まえた対応	参加者 100 人以下、かつ定員の 50%以下が開催の目安
施設の使用制限	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請 ・感染防止策を講じた上で開放もあり得る	・地域の実情により協力要請を実施 ・注意喚起の徹底	地域の実情に応じ、法に基づく協力要請も含めて適切に判断

厚生労働省 2020.5.14 状況分析・提言による（抜粋）

## 2. JPA 公式大会再開に向けた特別ルールと5つの活動レベル

前項の3区分を基にして、大会開催に伴う概要範囲を設定します。

1) 下記いずれのレベルにおいても、主催該当地域の自治体の方針などを優先的に考慮し、大会開催の可否判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じることが前提となります。

2) レベル2においては、チャレンジ・フューチャーのみ大会開催を可能とします（オープン開催不可）。

2) レベル3 迄は、大会概要リリースを開催日2週間前とし、締め切りは1週間前とします。

3) レベル3 迄は、各大会の上限を、オープン16ドロ-迄/チャレンジ・フューチャー12組迄とします。

（但し、オープンの予選開催は可能とし、各施設は可能な限り予選開催を設定してください。）

4) レベル3 迄は、ブロック及び都道府県を超えたエントリー制限を設けます。

（ブロック外及び所在地が不特定な場合は、大会主催者に問い合わせ確認を行ってください。）

活動レベル	大会の概要	観客	判断基準 (自 都道府 県)	判断基準 (他 都道府県)
レベル1	開催自粛	-	特定警戒	—
レベル2	都道府県内に参加者を限定する ※特別ルール	無観客	感染拡大注意	—
レベル3	都道府県境を超えるが、 関東地方、中部地方、関西地方と ブロックを限定する ※特別ルール	無観客	感染観察	政府の3区分が 混在
レベル4	都道府県境を超え、 ブロック制限を解除する ※競技規則通り	制限付き 観客間 2m 以上 確保	感染観察	各都道府県が 感染観察
レベル5	制限無く観客有で開催される	無制限	該当しない	該当しない

### ■ エリア別ブロック限定

関東エリア：東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、山梨、栃木

中部エリア：愛知、岐阜、三重、静岡

関西エリア：大阪、京都、奈良、和歌山、神戸、

※上記エリア外からの参加者は、居住地からもっとも近い施設に問い合わせた上でエントリー可否の確認を行うものとし、複数エリアへのエントリーは認められません。

---

## ■代表選考

現時点では、世界大会への日本代表の参加は不透明な状況ですが、FIP（国際パデル連盟）の判断・発表を精査の上、世界大会への参加可否の最終判断を実施いたします。また、本ガイドラインが適用されている期間においては、日本代表選考について JPT ポイントを重視しない方針と致します。

## Ⅱ. 遵守事項

### 1. 大会開催決定に際して

- ① 都道府県のスポーツイベント開催方針に従うこと
- ② 日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会「スポーツイベント再開ガイドライン」を遵守すること
- ③ JPA 公式トーナメント再開ガイドライン（本ガイドライン）の適用施策の実施を確実にすること
- ④ 大会開催における感染症対策に関して、疑問点がある場合は、日本パデル協会に問い合わせ、アドバイスを受けること

### 2. 大会主催者が準備等すべき事項

- ① 大会本部として、体温計を準備しこまめに消毒すること（複数準備が望ましい）
  - ② 手洗い場所
    - (ア) 手洗い場所には石鹸を用意すること
    - (イ) 「手洗いは 30 秒以上」等を提示すること
    - (ウ) タオルや手指を乾燥させる物については準備しないこと
    - (エ) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の消毒剤を用意すること
  - ③ 更衣室、休憩・待機スペース
    - (ア) 他の参加者と密になることを避けること
    - (イ) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者数を制限する等の対策を講じること
    - (ウ) 複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカー取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
  - ④ 洗面所
    - (ア) トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、レバー、便座、便器蓋の表と裏側等）については、こまめに消毒すること
    - (イ) 参加者にマイタオルの持参を求め、乾燥させる物については使用しないようにすること
  - ⑤ 飲食物の提供
    - (ア) 大会からの飲食物の提供はしないこと
    - (イ) 参加者に、飲食物の持参を求め、ゴミは各自持ち帰らせること
  - ⑥ 大会会場
    - (ア) 入場条件として、連絡先、検温、健康状況を申告記載すること
    - (イ) 人が集まると予想される場所には、離隔距離を表示すること
    - (ウ) 大会が室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間を作らず、十分な換気を行うこと
-

- 
- (エ) 換気設備を適切に運転すること
  - (オ) 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと

⑦ ゴミの廃棄

- (ア) 選手、参加者、観戦者の出すゴミは各自持ち帰らせること

3. 参加者募集時の対応

① 参加者が遵守すべき事項として以下を大会募集要項に明示すること

- (ア) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（当日確認）

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- (イ) マスクを持参着用すること（熱中症の観点から試合中は着用しなくて構わない）

- (ウ) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施し、消毒商品を持参する

- (エ) 他の参加者、大会スタッフ等との距離を確保すること（2m が目安）

- (オ) 会場及びその周辺で大きな声で会話、応援等をしないこと

- (カ) 感染防止のために大会主催者が決めたその他措置を遵守し、指示に従うこと

- (キ) 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

- (ク) 事前にオーダーオブプレーを発表し、選手の会場への集合時間を分散を図ること。

- (ケ) 参加者から以下の情報の提出を求めること

- ・氏名、年齢、住所、連絡先 ※個人情報の取り扱いには十分注意する

- ・大会当日の体温

- ・大会前 2 週間における上記 3.①（ア）記載事項の有無

4. 大会参加選手への対応

① マスク持参の上、試合中以外の着用を求めること

② 大会前後のミーティングや懇親会等の開催は避けること。やむを得ず開催する場合は、短時間とし、三つの蜜を避けること

5. 選手の試合中の遵守事項

① 十分な距離の確保

- (ア) ポイント間是对戦相手、パートナーとの距離を確保すること

- (イ) 試合の始めと終わりの挨拶は握手でない方法で行うこと

- (ウ) チェンジエンドの際も対戦相手、パートナーとの距離を確保すること

② ラケットや自らの試合で使用するボールなどプレイに必要なもの以外にはコートサーフェスも含めてできるだけ手で触れないこと

③ タオルの共有はしないこと

④ ラケット・水筒をはじめとする用具をパートナーや対戦相手と共有しないこと

⑤ 咳・くしゃみの際は腕で口を覆うこと

---

---

⑥ 唾や痰をはくことは行わないこと

## 6. 大会スタッフに係わる施策

- ① 本ガイドラインの周知徹底を図ること
- ② 大会スタッフは3項①の(ケ)の提出を求めること
- ③ 良好な衛生状態を維持すること
- ④ 常にマスクを着用すること
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合、また症状のある人と接触した場合は会場に入場しないこと。施設責任者及びトーナメントディレクターに連絡し、必要に応じて医師の診断を受けること

## 7. 観客に係わる施策（参考：レベル4以降）

- ① 地元行政の方針やスポーツイベント再開ガイドラインがすべて守られていることを確認すること
- ② 観客には、マスク着用を求めること
- ③ 観客同士のあいだに2メートルの距離を保つこと。それが不可能な場合は、「無観客」試合で行うこと
- ④ 試合終了後すぐに退場するように促すこと
- ⑤ 現場で新型コロナウイルス感染症の症状が発生した観客が出た場合、大会関係者は以下の対応をとること
  - ・トーナメントディレクター及び日本パデル協会に連絡すること
  - ・隔離出来る環境に連れて行き、医師の診察を受ける手配をすること
  - ・医師が新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、観客を安全に場外に移動させ、地元保健所に連絡すること
  - ・会場来場者に、感染者の疑いを伝え、会場から退出してもらい、健康状態を監視すると同時に、地元行政の指示を仰ぐこと
- ⑥ 感染の疑いがある観客が接触した部分は、それ以上使用せずに消毒すること
- ⑦ 大会を観戦してから14日以内に、新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合には、適切な追跡調査のためにトーナメントディレクターに連絡するように勧告すること

## Ⅲ リスク管理

大会主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報について、少なくとも1ヶ月以上保存しておくこと。

また、大会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合は、開催自治体及び地元保健所に連絡をすること。加えて、現在導入が始まっているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率低減や感染拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を促すこと。そして、その結果を踏まえて、JPAに報告すること。